

<個別案件確認表（東京都）>

東京都担当確認 令和 3年 4月 13日

東京都作業部会確認 令和 3年 4月 14日

事業名 ボランティア関連事業

案件名 ボランティア交通費

確認の視点		東京都の見解	備考
経費の負担が平成29年5月31日の合意の考え方に基づくものであること		大会ボランティア等の交通費支給を1日1,000円支給することは第3回ボランティア検討委員会（2018年9月18日）で決定されている。パラリンピックの競技運営にボランティア等は欠かせない存在であることから、「パラリンピック競技・選手に深く関わるもの」に該当し、平成29年5月の大枠の合意の考え方に基づくものである。	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること		本事業は、大会運営の一環として行う事業であり、組織委員会が全体最適性を担保すべき観点から一元的に実施した方が効率的かつ効果的と考える。	
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること	必要性	ボランティア等の大会スタッフについては過去大会においても交通費相当等の支給があり、活動の上で必要な費用である。	
	効率性	ボランティア等の数については人員推計より最小限にとどめている。また、金額についても過去大会や他の国内のスポーツ大会を参考に算出し、第3回ボランティア検討委員会でも承認されたものである。	
	納得性	東京2020大会のボランティア募集要項で、活動に当たりお渡しする物品等に「活動期間中における滞在先から会場までの交通費相当として一定程度」と記載した上で募集を行っており、ボランティアに交通費相当額を支払うことは必須である。	
その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること		大会運営には、大会ボランティア等の存在は必要不可欠であることから、本件は公費負担の対象として適切といえる。 V5 予算に収まっていることを確認した。引き続き、経費が最小限のものとなるよう抑制・削減に取り組むこと。	

*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。